

警報発令時等の対応について(生徒の皆さんへ)

令和8年6月
教務課

雨の季節が近づいて来ました。警報発令時の対応について、以下の内容をよく確認しておいてください。

1. 大雨・台風時の警報の扱いについて

地域:「倉敷地域(ただし、倉敷市・総社市が対象なので注意)」

警報・危険警報・特別警報:「暴風」・「大雨」・「氾濫」・「土砂災害」・「暴風雪」・「大雪」

- ① 午前6時の時点で、上記の地域に、上記の警報がいずれか1つでも発令されている場合は、臨時休業(休校)とする。
- ② 「倉敷地域(倉敷市・総社市)」以外に住んでいる場合で、その地域に上記の警報が発令されている場合は、自宅待機とする。
ただし、警報が解除されたときは、学校に連絡し指示を仰ぐ。
- ③ 上記以外でも登校に危険を感じる場合は、学校に連絡のうえ、自宅待機とする。

Q & A

Q: どんな時に臨時休業になりますか?

A: 朝6時の時点で、倉敷地域(※)に、暴風・大雨・氾濫・土砂災害・暴風雪・大雪の警報がいずれか一つでも発令されていれば、臨時休業になります。

※倉敷地域と表示されても、倉敷市か総社市に警報がない場合は授業です。

Q: 午前6時には警報が出ていないが、その後、登校前(もしくは登校中に)に警報が出たらどうしたらよいですか?

A: 臨時休業(休校)となります。登校中の場合は、安全に気を付けて帰宅しましょう。